

議案第26号

佐野市足利佐野都市計画事業駅南公園西土地区画整理事業施行条例の
改正について

佐野市足利佐野都市計画事業駅南公園西土地区画整理事業施行条例の一部
を改正する条例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市足利佐野都市計画事業駅南公園西土地区画整理事業施行条例の
一部を改正する条例

佐野市足利佐野都市計画事業駅南公園西土地区画整理事業施行条例（平成
30年佐野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定によ
る公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

土地区画整理法施行令の改正に伴い、清算金の分割徴収に係る利率を改
めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第26号参考資料

佐野市足利佐野都市計画事業駅南公園西土地区画整理事業施行条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(清算金の徴収又は交付)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、徴収すべき清算金の総額が10万円以上であるときは、次の表の左欄に掲げる清算金の総額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる分割の期間において分割徴収することができる。この場合において、清算金に付すべき利子の利率は、<u>年6パーセント</u>とする。</p> <p>(表略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(清算金の徴収又は交付)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、徴収すべき清算金の総額が10万円以上であるときは、次の表の左欄に掲げる清算金の総額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる分割の期間において分割徴収することができる。この場合において、清算金に付すべき利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率</u>とする。</p> <p>(表略)</p> <p>3～8 (略)</p>